

平成26年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第4号）

平成26年6月18日（水曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案第119号 損害賠償の額を定めることについて
 - 第3 議案第120号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
 - 第4 請願、陳情委員会付託
-

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

出席議員（26名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 高橋和樹 | 2 番 | 佐藤徳雄 |
| 3 番 | 立身万千子 | 4 番 | 斎藤勇 |
| 5 番 | 小野正伸 | 6 番 | 遠藤忠裕 |
| 7 番 | 土田百合子 | 8 番 | 寿松木孝 |
| 9 番 | 播磨博一 | 10番 | 青山豊 |
| 11番 | 加藤勝義 | 12番 | 奥山豊和 |
| 13番 | 本間利博 | 14番 | 菅原正志 |
| 15番 | 土田祐輝 | 16番 | 佐藤清春 |
| 17番 | 佐藤忠久 | 18番 | 塩田勉 |
| 19番 | 佐々木喜一 | 20番 | 佐藤誠洋 |
| 21番 | 高橋聖悟 | 22番 | 木村清貴 |
| 23番 | 阿部正夫 | 24番 | 斎藤光司 |
| 25番 | 菅原惠悦 | 26番 | 佐々木誠 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長 高橋大 副市長 佐藤良吉

| | | | |
|------------------|---------|--------------------|---------|
| 教 育 長 | 伊 藤 孝 俊 | 総務企画部長 | 石 山 清 和 |
| 財 務 部 長 | 小 丹 茂 樹 | 市民生活部長 | 小 川 良 平 |
| 健康福祉部長 | 佐 野 司 | 農 林 部 長 | 佐々木 隆 |
| 商工観光部長 | 浮 嶋 伸 | 建 設 部 長 | 遠 藤 久 志 |
| 上下水道部長 | 高 橋 実 | 教育総務部長 | 柴 田 恒 宏 |
| 教育指導部長 | 高 橋 成 浩 | 消 防 長 | 伊 藤 弘 明 |
| 市立横手病院 事務局長 | 佐 藤 正 弘 | 市立大森病院 事務局長 | 金 澤 和 彦 |
| 総合企画部次長 兼人事課長 | 渡 部 幸 伸 | 総務企画部次長 兼秘書広報課長 | 小田嶋 利 宏 |
| 総務企画部 総務課長 | 佐 藤 均 | 総務企画部 経営企画課長 | 村 田 清 和 |
| 財務部次長 兼財政課長 | 三 浦 淳 | 横手地域局長 | 武 田 浩 一 |
| 増田地域局長 | 阿 部 仁 | 平鹿地域局長 | 高 橋 嘉 |
| 雄物川地域局長 | 杉 山 哲 | 大森地域局長 | 高 橋 征 徳 |
| 十文字地域局長 | 松 本 和 弘 | 山内地域局長 | 加賀谷 秀 昭 |
| 大雄地域局長 | 小松田 文 夫 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 皆 川 規 和 | 主 幹 | 村 上 伸 夫 |
| 副 主 幹 | 菅 原 ゆかり | 議事調査係主査 | 松 井 尊 臣 |
| 議事調査係主任 | 藤 井 健 一 | | |

◎開議の宣告

- 木村清貴 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 木村清貴 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 土 田 祐 輝 議員

- 木村清貴 議長 15番土田祐輝議員に発言を許可いたします。
15番土田祐輝議員。

【15番（土田祐輝議員）登壇】

- 15番（土田祐輝議員） おはようございます。

6月議会で改選後初めての一般質問であります。私の登壇頻度は年に1回ぐらいでありますので、その1年間分しっかり務めたいと思います。

私が今回取り上げましたのは財政見直しについてであります。このことは合併時から少なからず想定され、議論されていたことですし、皆様にとりましては今さらという感じが強くされる方も多くいるかと思えます。

話はちょっとさかのぼりますけれども、10年前合併当時であります。当時はこの市町村も財政が逼迫しておりまして、それぞれ行政需要というのは待ったなしの状況でした。そして、その解決策として、それぞれ住民を巻き込んだけんけんがくがくの議論の末に、ようやく合併という形、姿を選択したのであります。これもまた一義的には、魅力的な処方箋であります特例債、そして交付税特例が大きな求心力として働いたからだと思っています。

そして、そこからの10年間というのは、皆さんご承知のように大型物件の建築ラッシュでありました。目ぼしいものを列挙いたしますと、学校統合、それからごみ焼却場、浄水場、給食センターなどが挙げられると思います。それもようやくここに来て終わりが見えてまいりました。その総額は320億円余りであります。合併特例債、起債限度額が570億円ですから、消化比率は57%であります。これをどう評価するかは次世代に譲るといたしましても、表面的には将来を見越した堅実な財政運営とも見ることが出来ます。

そうした中、過日、新聞報道で合併自治体に財政難の重圧との特集記事を見まして、自分のところは大丈夫だろうか、そういう軽い気持ちで横手市一般会計当初予算資料、財政課試算、向こう10年間の財政シミュレーションを引っ張り出してみました。この資料は3月定例会で一通りの説明をいただいたも

のですけれども、子細に見ると、言葉は余り適切ではありませんが、横手市財政のメルトダウンの序章のように私には感じられました。

そこで、まず皆様に理解していただくために、資料の説明をしながら質問に入らせていただきます。

まず、初めに強調しておきたいことは、来年度から単年度収支が赤字に転落し、それがその後ずっと続いていくことであります。その額は平成27年から29年度までの3年間、約10億円。平成30年から32年までの3年間で42億円。33年度以降は3年間で43億円。その結果、トータルで、10年間トータルですけれども、何と95億円もの収支不足に陥ることがわかりました。しからば、市としての預金とも言える基金残高はどれくらいかと言いますと、財調、それから減債合わせて105億円。これだってこのままではいずれ食い潰す、枯渇するということは目に見えていると思います。

そこで、当市のような人口規模の自治体の標準財政規模はどれくらいかと当局に伺いましたら、約365億円だそうであります。平成26年度の当市の財政支出見込み額は560億円ですので、これに合わせるにはどこかで195億円もの歳出を絞り込む必要があります。この金額は今年度の当初予算に対して34.8%ものウエートを占めることになり、到底可能な数字には見えないのであります。それに、大体削るにしても何を削るか、削るものがないのであります。強いて挙げるとすれば人件費あるいは投資的経費ぐらいしかないだろうと私は考えます。

そこで質問でありますけれども、来年度から収支不足が予想されます。地方交付税の特例措置が期限切れを迎える中で、こうした状況が今後ずっと続いていくことを当局はどう認識されているのか。また、その危険の度合いというのはどれぐらいのものなのか、ぜひご説明をいただきたいと思います。

そしてまた、平成33年度には普通交付税が通常算定になり、約50億円もの減額となります。想定内とはいえ、痛みを伴う大幅な改革が必要だろう、こう思います。この具体的な歳出削減の手法と、市民生活にどのような影響が及ぶのか、この点についてお伺いをいたします。

さらにはまた、平成28年度から第2期横手市総合計画がスタートします。こうした財政難の折、特色あるコンパクトなまちづくりが求められておりますけれども、市長が目指す向こう10年間のまち、横手の将来像をぜひ語っていただきたいと思います。

次に、2点目の質問であります。

市内の民間施設について。これは温泉ですけれども、温泉の民間施設について、市の立ち位置をお伺いいたします。

皆さんご承知のように8月いっぱいがかんぼの宿が閉鎖になると聞きまして、私もこのごろ宴会などで割と利用する機会が増えました。無駄な抵抗とは知りながら、少しでも売り上げに貢献したら、そういう淡い期待があったからであります。市民からも、市で買って何かに使ったらとか、温泉つきの老人ホームも大変魅力だと、さらには、もう買い手が決まったようだがどこなのよなど、さまざまに乱れ飛んでおります。それだけ関心を持っている事案であり、共通の思いは、温泉だけでも何らかの形で残してほしい、私はここに集約されると思います。

また、そもそもかんぼの宿は横手市が明永沼東側に温泉を掘り、誘致した施設であります。その当時の背景に少し触れますと、戦後の復興期の観光といえはかまぐらいしか持たなかった横手にとって、広大な城跡は格好の観光材料として浮上したようであります。その事業は昭和37年ごろの桜の植樹から始まり、40年、平和観音建立、同11月、郷土資料館を兼ねた天守閣様式4層の展望台、いわゆる横手城が完成いたしました。その後スキー場、大噴水、バラ園と整備が続き、簡易保険保養センターの営業は昭和44年であり、今からさかのぼること45年も前のことでもあります。その後も日帰りセンター、レストハウス、デゴイチなどと続き、当時としては通年で楽しめる貴重なアミューズメントパークだったと思います。しかし、半世紀という時代の流れに取り残され、今では市民にとって格好のウォーキングコースではありませんけれども、やはり遠くから客を呼ぶには魅力不足になってしまいました。

このように45年にわたり地域に溶け込み、親しまれ、公園内の核となる施設でしたので、市民にとっての思い出も強いものがあります。このような背景をご理解いただきまして質問に入りますけれども、当施設の閉鎖や売却などさまざまな情報が飛び交う中、今実際はどのような状況下にあるのか。また、市としてはどのようなスタンスで臨むおつもりなのかお知らせいただけます。

次に、2つ目の質問であります。

民間の温泉施設と市営温泉施設、この両者がうまくすみ分けながら共存できればこれにこしたことはないのですが、ご承知のように人口減等々で全体のパイが縮んでいく中であってはそれも大変厳しくなっているように感じます。

結論から申せば、どちらの立場に立っても悩ましい案件ですが、私は温泉に限らず、宿泊や直売所も極力民業圧迫にならない配慮というのは必要だろうと思います。今、市営については存廃を含めたルールづくりの最中ですので、その結論を待つとしながらも、無制限に税金を垂れ流しすることのない施策の必要を感じます。このことについて、市長の率直なご所見を伺います。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 土田議員から大きく2点のご質問でございました。

1点目の当市の中長期財政見通しからというご質問の中では3点ございました。まず、3点中の1番目、2番目を一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

地方交付税の減額幅は中長期財政見通しでは、平成26年度と平成35年度の比較で約55億円と推計しております。これは議員ご指摘のとおり、普通交付税の合併算定替え特例の終了が大きく影響しております。

本見通しでは、標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の総額を示す標準財政規模について、平成26年度は319億円と推計しており、55億円の減額では約17%の減額率となります。これだけの一般財源の落ち込みは、合併後の当市のみならず、合併前の旧8市町村でも経験したことの無い水準

であります。この減額率は当市にとって非常に厳しいものと認識しており、既に合併特例が終了している先進自治体の対応と同様に、予算規模の縮小に見合ったコンパクトな行財政運営を図っていく必要があると考えております。

現在総務省では市町村合併による面積の拡大、過疎化などの進行による行政需要の増大を考慮し、今後5年程度で交付税算定の見直しを行う方向としており、交付税の減額幅の縮小は見込まれますが、国の財政状況などを考慮すると大幅な縮小は今のところ期待できません。

このように一般財源が過少となる中で行財政運営を進めていくためには、組織機構の見直しと連動した人件費の削減、公共施設の適正な再配置による管理施設数の縮減、優先度の高い施策事業の選択と集中に基づく重点施策方式へのさらなる特化などで、歳出の削減を行っていかねばならないものと考えております。また、市民サービスの面から見ますと、受益と負担の見直し、公助、共助、自助のすみ分けなどから市民の皆様にご説明し、お願いすることも多くなるものと考えております。

いずれにしても、合併特例終了後も持続可能な行財政運営に努力を傾注してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

続きまして、小さい3点目の平成28年から第2期横手市総合計画がスタートすると、財政難の折、特色あるコンパクトなまちづくりが求められるかというご質問でございました。

当市は人口減少、厳しい財政状況の中、平成28年度からの新しい総合計画をスタートさせるわけですが、現状をしっかりと認識し、相当な覚悟を持って取り組む必要があると考えております。しかし、現状を悲観的に捉えるのではなく、横手の強みを生かし、将来に希望の持てる計画になるよう努めてまいります。

議員がおっしゃるとおり厳しい財政状況の中、コンパクトなまちづくりを目指すことは必要不可欠な要因であると考えておりますが、全てを中心部に集約するという考え方ではなく、横手市の特徴を生かした独自のコンパクトシティを目指してまいります。

各地域の皆様が現在の場所、もしくはある程度の集約の中で安心して住み続けられ、通院や買い物などは相互に移動、交流し合える環境を整備しながら、重複している各種施設も集約化を進めることで横手市が一体となるようなコンパクトなまちづくりを目指してまいります。市民の皆様、議会の皆様にはぜひともご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、大きい2点目の市内の民間温泉施設について市のスタンスを問うというご質問の中で、1点目のかんぼの宿についてのご質問でございました。

かんぼの宿につきましては、平成25年10月7日に日本郵政株式会社から、平成26年8月31日をもって営業を終了する予定である旨の連絡があり、市としましては、営業の継続をできないのであれば、新たな経営者を見つけてほしいとお願いしたところでございました。その後、今年3月2日付の新聞で、日本郵政の不採算事業整理のため、全国5カ所の中の一つとしてかんぼの宿横手の営業を8月末で終了するという報道があったところでございます。

かんぼの宿が営業を終了することによる影響としましては、そこで働いている日本郵政社員以外の従業員20数人が職を失うことであり、また、市としましては、平成27年度には年間198万円の源泉使用料のほか、入湯税や法人市民税、従業員の個人市民税を合わせた約1,000万円が減収見込みとなることであります。そうしたことから、4月14日には私みずから日本郵政の本部を訪ね、温泉の売却や従業員の雇用継続をお願いしていかねばならないので、早く売却仲介業者を決めてほしいとお願いをしたところであります。

こうした中、先月15日に売却仲介業者が決まったという連絡がありました。現段階で私たちが入手している情報では、年内に譲渡先を決定したいというものでありますが、今後は一日も早く新たな経営者を見つけ出し、従業員の継続雇用と温泉権及びその施設の売却を含めて譲渡交渉を進めていってもらうよう、これからもお願いしてまいります。

続きまして、この項の2点目、このほかの市内には民間温泉施設が複数あると、市営温泉施設との競合もあるかというようなご質問でございましたが、お答えをいたします。

民間の温泉施設は、市民の皆様の保養や観光客の受け入れは勿論、議員ご指摘のとおりさまざまな面で市に貢献されており、厳しい経済情勢が続く中、経営されている事業者の皆様には心より感謝する次第であります。

自家用車による移動が当たり前である現在、市内全ての施設が競合関係にあるといえますが、一方で景気低迷や人口減少などの課題を等しく抱えております。この対策として、利用者の増加を図る温泉めぐりスタンプラリーや、経費削減のための燃料用油の入札会を官民共同で実施しており、横手市コンベンション協会が行っている利用施設のあっせんにおいても、特定の施設に偏ることがないように配慮されております。また、昨年度のデスティネーションキャンペーンやこのたびの国民文化祭、そして増田の町並みの取り組みも市の観光業を初めとする産業振興を狙いとしております。産業振興はもちろん、各施設を有効活用するためにも民間の共存共栄が理想であり、それぞれの強みや個性を生かし、経営していただくことが望ましいと考えております。

なお、市営温泉の運営には少なからず公費が投入されており、この点につきましては民間事業者の皆様などからご不満もあるかと思えます。こうした皆様の思いを十分理解し、国で公表する予定の新たな第3セクター等の抜本的改革等に関する方針や、現在市議会で検討が進められております市出資法人に関する特別委員会のご意見なども踏まえ、全ての温泉施設の経営に資するより効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

壇上からは以上でございます。

○木村清貴 議長 土田祐輝議員。

○15番（土田祐輝議員） 多分答弁できる範囲内なのかなと思って聞いていますが、特段の具体的な突っ込んだ答弁はなかったのかなと思ってます。

1つ目から入りますけれども、中長期の財政の見通し、財政の悪化についてであります、聞き取り

のとき担当の財政課長に伺いました。我々日本語で言っても厳しさというものはなかなか伝わってこないのですが、本当に逼迫するとか危機的状況だとか言葉では、日本語では言いますけれども、なかなか実感というのを持ってない状況なので、じゃ、10段階でどれぐらいだと、危険度、危機度は。そうしたら、私は、私の思いは6か悪くて7ぐらいと書いていたら、9、もしかすれば10だと。それこそ、あえて壇上でメルトダウンと使ったんですけれども、全くそのような状況がいずれ起きるわけなんです。

数字を拾ったんですけれども、市長は人件費等々で何とかしのいでいきたい、それから、さまざまな施設、持っている施設の統廃合で経費の削減をしたいというようなお話でしたけれども、それじゃ到底追いつかないような状況なんです。抜本的に、根本的にどこかで大なたを振るわなければ、とても180億円のお金は出てこない状況ですけれども、私のこういう思いというのは杞憂なのか、心配し過ぎなのか。それとも議場の皆さん、そして市民の皆さんとともにもっともっと先のことを考えるべきなのか、その判断というのは、何かひとりよがりの感じして今話していますけれども、どういう程度なのか、ちょっともう一度答弁をいただきたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 私も今のまま何もしない状況であれば、本当に議員おっしゃるとおりの状況なんだと思っております。もちろん合併算定替え特例の廃止になる横手市においても、財政の崖が迫っているというような認識を持っておるところでございます。

ただ一方で、ただコストカットコストカットだけをするということに念頭を置いてしまうと、どうしても地域のよりどころであるとか、そういった地域経済に及ぶマイナスの影響ももちろんあるわけでございまして、そのアクセルとブレーキの配分というものはしっかりと見きわめながらも、今置かれている状況をしっかりと認識してこれから進めなければならないと思っております。

今後具体的に、もちろん財産管理のマネジメントのあり方であるとか、真剣に取り組んでいかなければならないことがもろもろ出てくると思うんですけれども、これはもう来年、再来年ではなく、まず今すぐということで取り組んでいかなければならない課題だと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 土田祐輝議員。

○15番（土田祐輝議員） 今のところ多分そういう答弁しか出てこないだろうと思いますが、基本は入るをはかりて出るを制す、入ったぐらい使えばいいですよ。どこの家計も、どこの財政も同じだと思うんですけれども。

それで少しうがった見方をすれば、こうやって困っているのは横手市だけではないと思うんですよ。県内の周辺自治体、それから全国的にも多分同じような自治体が数多く存在すると思います。わかりやすく言えば、みんなで渡れば怖くないという流れにしたほうが、別に一生懸命頑張って財政削減しなくたっていずれ国が助けてくれるんじゃないか、こういう見方も、うがった見方ですけれども、ないわけではないと思います。こういう考え方というのはいかが感じますか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 国も、何も今の危機的状況を前にしてもがいてもいない、危機を脱しようと努力もしていないところはもしかすれば見捨ててしまうのかもしれませんが。ですので、まず横手市としてやれる限りをいろいろ模索しながら、やっぱり努力は必要なんだと思いますし、そのもう一方でやはり同じ悩み、現状を抱えている自治体というものたくさんございます。県内にもたくさんございますので、何とか我々も精いっぱいやるから、国のほうも今の地方自治体の厳しい状況を理解していただいて、歩み寄ってくれというような要望というか、お願いというものもしっかりしていかなければならないと思いますし、何とか財源の確保に向けてもしっかりとお願いしていかなければならないことだと、両輪でやっていくべきだと思っております。

○木村清貴 議長 土田祐輝議員。

○15番（土田祐輝議員） 来月から我々議会も議会報告会で、地区会議と共催ですけれども、結構な数、申し込みいただいております。いずれそういう場でもこういう案件というのは必ず議題として出てくると思うんですよ。言われるのは決まっているんです。議会って何をやっているのか。どういうチェックをしているのか。当局のそういう状況まで把握してなかったのか。悪いのは当局ではなくて議会も同罪として、当然市民からそういう目線で、言葉でさまざまなアクションが出てくると思うんですけれども、私が今回一般質問したのはある意味そういうアライブづくりの側面もあります。一生懸命頑張っているんだと。ぜひ当局もそれに応える形で、一步も二歩も先のことを考えながらアクションを起こしていただければ大変ありがたいと思っております。

その中でちょっといい話、市長もさっき触れていましたけれども、いずれ総務省のほうでも交付税の算定方式、これを見直すような検討に入ったというニュースがあります。例えば支所機能の経費の見直し、それから人口密度の割り増し、それから標準団体の面積拡大等々あるようでもありますけれども、これによってどれぐらいの交付税が上乘せされるのか。具体的な数字は出てきていないと思うんですけれども、そういう情報というのは、パーセントでもいいですし、どれぐらいの割合なのかぜひお知らせいただきたいと思うんですが。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 交付税の制度改正につきましては、大分前から何段階かにわたって行われているところであります。特に昨年度、今おっしゃったような視点を踏まえていろいろな調査を受けております。現状としてはまだ詳しい状況はわかっておりませんが、例えば横手市の具体的な例からすると、消防費などの基準については、交付税で設定している基準よりも、市としては市の面積が大きい分いろいろな署の数が多いというようなところで大きく影響を受けているような点なども、ほかの合併団体の中でも多数同じような事例がありますので、そういう制度改正を強く要望しております。地域の実情に合わせた、合併した後の地域の実情に合わせた交付税の見直しということ強く申し入れしているところであります。状況につきましては、連絡があり次第議会のほうにお知らせしていきたいという

ふうに思っています。

○木村清貴 議長 土田議員。

○15番（土田祐輝議員） 1番目の財政についてはぜひこの後も、それこそ危機感を持って取り組んでいただきたいと、そう要望しておきます。いずれ我々任期中にはある程度方向が出ると思いますので、私たちも注視、注目していきたいと思っています。

それで2点目の温泉施設でありますけれども、非常に悩ましいんですね。どっちの立場に立っても非常に悩ましい案件でありまして、これは合併したから多分こういうことが具体的に表に出てきたのかなと、そういう意識、気持ちは持っています。それぞれ町村で、それこそ地域の唯一の温泉施設あるいは宿泊施設がなかったところに宿泊施設ができた。当時としては画期的な、住民からそれこそ歓迎される施設であったと思うんですが、合併したことによって市の財政が一つになってしまったんです。公費から足りない部分を補填するような、なかなか市民には納得できないような、民間業者には理解できないようなシステムになっている。これも言ってみれば悩ましい一つの事例かと思います。

それで、周りの周辺町村も、結構温泉施設を持っています。湯沢市、これが直営部分の指定管理といえますか、一般会計の繰り出しが約6,800万円です。大仙市4,000万円。由利本庄市1億8,000万円。当市は一般会計からの繰り入れが2億3,500万円であります。

こうした中で、これは大仙市の例ですけれども、指定管理料がゼロでやっている施設もあるんです。現実的に数カ所あります。これは単独で収支が賄える、経営が立派な施設だと思いますけれども、まず率直に今の数字を聞いてどういう感想をお持ちですか。それから入りたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 今、当市で抱えている温泉施設につきましては、それぞれの歴史的な背景、経緯、その合併前の旧町村の住民の思いというものが形となって残っているものと理解しております。ただ、反面、民間業者は税金を払いつつ、さまざまな負担をお願いしつつも自助努力でお客様を集めて、赤字になっても自己責任という形でやっている中で、公的、そういったかかわる施設に関しては、片や税金でそのマイナス分が補われて運転がされているという部分では、民業圧迫と言われてもいたし方ない分はあろうと思いますし、実際に民間で廃業、かんぼの宿もしかりでございますけれども、そういった事実がございますので、議員おっしゃるとおり非常に悩ましい部分でありますけれども、本来であればというか、公的温泉がそういう背景を抱えている分、それこそ自前で回転すれば非常にいいわけございまして、まず今そうなるような形の、もう一回ふんどしを締め直すというか、そういったことに取り組み始めているところがございますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 土田議員。

○15番（土田祐輝議員） 今の温泉に関しては入浴料の高齢者負担助成金、前は全額だったんですけれども、今は半額助成して民間までその範囲を広げております。例えば普通そのまま400円かかる入浴料が半額助成ですので、お客様は200円で済むわけなんです。その残りの200円がどういう手当てになって

いるかといいますと、横手市で公費負担が100円、それから施設がその半分の100円負担されているよう
であります。これもなかなか理解しがたい状況ですので、民間温泉業者へのそれこそお手伝いといいま
すか、ある程度の助成を加える意味で、全額その残りの200円を公費負担にしてもいいのかなと思って、
私は不思議に頭をかしげたところでありますけれども、この点はいかがですか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 高齢者の入浴の助成ですけれども、このような体制になったのは平成21年度か
らですけれども、事業所の方々といろいろ検討を開きました。まず、半額を市とそれから事業所で負担
するわけですけれども、それについては助成することによって事業所のお客様も増えるのではないかと
いうふうな話し合いをしたところですよ。実際こういう制度になってから利用者は増えている傾向にあり
ます。と同時に高齢者の方々の引きこもりを防止するというふうな効果もあるということで、このよう
な事業を現在まで実施しているというものであります。

以上です。

○木村清貴 議長 土田議員。

○15番（土田祐輝議員） 今までやっている事業の内容、内訳は、思いはわかりましたけれども、これ
から変える予定はないのかと、それを伺ったんですが、いずれ今横手市内の民間業者は当初5カ所ぐら
いあったと思いますが、三ツ又温泉がやめ、今回かんぼが閉鎖になる。いずれ残りの3つだっ
ていつやめてもおかしくない、それこそ青息吐息の状況であります。残るのは市営温泉という、そ
ういう形になるのかなと思って心配している部分もあるんですけど、やはりどこかで公費の助成部
分、市営温泉については歯どめをかけないと、それこそ温泉宿泊、それから宴会、これも民業に
多大な圧迫というか圧力になると思うんですよ。

市でも今どういう状況にするのか、どういう形にするのか、宿泊部門を閉鎖するとか、それぞれ特色
ある宴会に重点、ウェートを置くのか、さまざまな取り組み、検討されているようでありま
すけれども、ぜひ早目にこういうスタイル、方向を確立していただきたいと思っております。
それこそ市役所で民間潰すようなあり方というのは、施策というのは私は本来ではないと思
いますので、ぜひもう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 議員おっしゃるとおり、公と民で競合して民が潰れてしまうというのは非常に残念とい
うか、望ましくない状況だと思っておりますので、できればそういった施設を引き継いでいただける民
間企業とかが本当はあっていただければありがたいわけでございますけれども、そういったところを探
しつつも、まず共存共栄を目指して、もちろん今後財政的にも逼迫することが予測される中で、湯水
のごとく税金を温泉に投入するというのはいかがなものかという部分も、もちろんさまざまな市民の方
からもご意見を頂戴している部分もございますので、その点もしっかり受け止めて今後取り組んでまい
りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 土田議員。

○15番（土田祐輝議員） わかりました。

それで、きのうまでの市長答弁を伺いながら、いずれ改選後8カ月、そろそろ市長のフットワークの軽さ、こういうところまでわざわざ来てもらった、非常に感激している市民も多くおります。そうした中で市長のビジョンと申しますか、将来的に横手をこういうまちにしたい。500億円の財源があるんです。やろうと思えば大概のことはできるんですよ。ただ、そこがまだ見えなくて非常に残念でありますけれども、市長はこれまでの答弁で市民との思いを共有したい、市民に寄り添った形でこの後施策を展開したいというような答弁を結構しております。数多くされておりますが、私は基本的に、私の思いは、大衆迎合と申しますか、市民はそう思っているんだけれども私はこう思う、将来を考えれば絶対このほうがいい、そういう市民を説得し自分の思いを伝える、こういう手法というか政治というのは、私はこれからずっとずっと大事になってくると思うんです。よく公約で自分の給料を半額にするとか、退職金を返上するとか、そういう市民受けのいいことではなくて、姑息なことではなくて将来自分のビジョンを掲げて、もちろん市民の意向、思いを酌みながらビジョンを掲げて、そうやって説得していく、市民に理解をしてもらう、こういうスタンスというのは私はこれからずっとずっと大事になってくると思うし、そういう思いを持っていただかなければ、やはり横手市の市長としてはまだまだ足りない部分が出てくるのかなと心配しております。私が物を教える立場ではないんですけれども、ぜひ総合計画10カ年、28年度から始まるようでありますけれども、ぜひそういう市長の思いをその中に組み込んでいただきまして、市民がその計画をつくるのはいいんですけれども、これとこれとこれ、最低限の柱は市長が指示すべきだと思うんです。ぜひそういう市長の、まだ若い市長でありますので、そういう思いを全面に出していただければ大変ありがたいと思っておりますが、いかがですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 おっしゃるとおりでございますが、ただ要求を受けるための御用聞きで私もさまざまな場に行っているわけではございません。そういう部分も一部あるのかもしれないですけれども、今土田議員と私がやりとりしたような内容のことを、やはりここだけで終わるのではなくて、市民の皆様にもわかっていただく。これだけ財政が厳しいんですよというのは、皆が理解すれば、じゃ、ちょっとおらの要求は無理があるよなとか、そういうふうになってくるんだと思うんですけれども、そういう今の台所事情が共有されていなければ、無尽蔵に要求というものが出てくるんだと思います。それが発展のための要請、要望であればそれは前向きに受け止めるべきでしょうけれども、ややもするとわがままと受け止められてしまうようなお願いというものもたくさんいただきます。そういう場合には私もきっちり、それはちょっと難しいですよというようなお答えもさせていただくときもありますし、また、我慢をお願いするということも私の仕事なのかなと思っております。

ただ、我慢ばかり、やれませんばかりだとそれは市民も前向きに生活できないと思いますので、もちろんしっかりとした希望の持てるビジョンというものも提示して一緒にやっていきたいと思います、それこ

そ市民をリードするような施策というものもしっかりと前を出してやっていかねばならないと思いますので、何とぞご指導よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前10時55分といたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時55分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 菅 原 正 志 議 員

○木村清貴 議長 14番菅原正志議員に発言を許可いたします。

14番菅原正志議員。

【14番（菅原正志議員）登壇】

○14番（菅原正志議員） おはようございます。

市民の会、菅原正志です。

市民の声を行政にお届けする、反映していただくことを公約に、議会に送り出させていただきました。一般質問は直接市長並びに執行部と応答できる機会の一つであると思っております。どうぞ誠意ある前向きな答弁をお願いします。

市長が就任されて約8カ月、食・農・観事業の中止、市長部局の移転、農林部の新設等、ご自身の構想の実現に励んでおられます。市民との触れ合いの機会を積極的に実行し、市民の声を聞く姿勢は大いに評価できるものです。

一方で、ふだん市民の皆様から、市長はどうなのかと聞かれることも多くあります。そのとき私は、うーん、まあまあでねえすかと答えることが多いのであります。よく言えば、今は市民の声を広くよく聞いてご自身の考えと合わせ、熟慮、断行の準備段階にあるのではないかと。時期が来ればリーダーシップを発揮され、これが高橋市長の考える市政だと思えるときが来ると期待しております。

現時点では市長の色、思いが行政に反映し切れていないと感じるため、私はこのような返答をしているのかと思っております。市長の、市政について審議され了承されたものですので、いたし方ない部分もあるかもしれませんが、黙っていても事務事業は進んでいくわけでありまして。そこで、今回はこれまでの市政運営の中から大きく3つの点について質問いたします。市長の目指すものがはっきりすれば、市民のわからないゆえの不安感を拭えるものと思ひます。

1点目は地域局の考え方でありまして。

それぞれの8地域には1つの自治体として歩んできた経緯があります。地域住民にも、横手市といえどもおらほの町という愛着とあります。地域の声が届きにくくなったり、周辺部の

元気がなくなつては何もなりません。市長の言われる地域の均衡ある発展は当然目指すべきものであります。そのことと地域局のあり方とは連動するものなのではないでしょうか。

先般、山内地域局が開所されました。とても立派な施設で住民の方々も喜んでおられました。計画によれば、老朽化の著しい平鹿、十文字両局についても改築が計画されています。改築については異を唱えるものではありませんが、各地域局に各課をおのおの設置する必要があるかどうかであります。ミニ市役所とか共和国のような横手市のイメージを市民に抱かれてしまうのではないのでしょうか。各地域局の内容について、今後どのように考えておられるのかお伺いします。

この項の2点目は、いわゆる公民館、市側からすればそれぞれ名称や、細かく言えば役割も違うかもしれないかもしれませんが、利用する側からすれば地域の中核施設、地域の拠点なのであります。もはや死語とも思われる旧横手方式ということをお伺いします。職員を置いているところ、貸し館状態のところ、非常勤職員を設置されているところ、どこに行っても同じ横手市なのでありますから、呼び方、職員の配置についても統一を図るべきと考えますが、お考えをお伺いします。

次に、2点目です。

農業が基幹産業と言われる我が市ではありますが、商工業の振興も欠かせない課題であります。市民の一番の要望は雇用の充実であります。そのために地元業者の育成を考慮した入札制度の充実を図るべきと考えます。安いにこしたことはないかもしれませんが、参加する業者というか、契約を結ぶ業者が資格を十分に満たしているか、いま一度確認しておく必要があると思います。

なぜこんなことを言うかということ、先般除雪契約された業者の中で、関係機関から労災保険に未加入であることを指摘された部分があったからであります。契約された際には十分に中身の検討を確認すべきではないかと考えますので、お伺いします。

2点目は複数年契約の導入についてであります。

当市においても業種によっては複数年契約が実施されていることは存じ上げております。市の会計が原則単年度決算であることも承知の上でお伺いします。

これまで単年度契約で行われてきた事務事業の中で、複数年により、通販ではありませんが1個では3,800円、3個購入すれば1万円といったぐあいに、最終的にはコストメリット、業者の不安感の軽減、入札手続の軽減などメリット、デメリットを検討して、可能なものから導入すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

3点目はスポーツ立市についてであります。

現在行われているワールドカップ、2020年の東京オリンピックなど、日本国民の一人として私も日本を応援しながらスポーツの持つ魅力にわくわくしているものの一人であります。

16日の教育長の答弁の中で、スポーツ立市の理念と現実に距離があるとの文言がありました。私もこれには同感であります。宣言をいかにこの地域に根づかせるのか、やはり財政の裏づけがなくてはなりません。この宣言をいかに具現化していくのか、予算規模をどのように考えておられるのかお伺いします。

2点目はスポーツ振興課を市長部局に設置することを提案いたします。市長の指示のもと、積極的に関係団体とも協働して進めていくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

3点目については、少子化の中では、これまで東北、全国の大会に出場するから応援するというのではなく、育成という観点が重要になっております。特に義務教育の中では練習の質など、指導教諭の手腕によるところが大きいと言えます。教育現場の事情はいろいろあるでしょうが、スポーツ立市だからこそできることを最大限やっていただきたいと思います。

ご承知のとおり、スポーツには実際に参加する、観戦する、関心を寄せる、応援するなど多様の参加の仕方があります。決して競技者育成だけが目標ではありません。しかしながら、横手から甲子園へ、全国大会へとといった、市民がわくわくできる核を必要とすることが大事だと思っております。

これで壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 菅原正志議員からは大きく3点ご質問でございました。

まず、1点目の均衡ある発展についての2項目ございましたが、その1点目、合併10年を控えて、8地域局体制からブロック体制に移行する考えはないかとのお尋ねでございました。

地域局のあり方を含めた今後の組織機構の再編につきましては、先の3月定例会において答弁いたしましたとおり、今年10月をめどに再編案を作成し、その後に議会の皆様へお知らせする予定としております。

議員からご提案のありました地域局のブロック化につきましては、将来予想される職員数や厳しい財政状況などを鑑みると、限られた資源の中で効果的に事業を進めていく上では有効な組織体制の一つであると認識しております。しかしながら、定型的な窓口業務は別といたしましても、地域局は特色ある地域づくりの推進を担う重要な拠点であると考えておりますので、こうした部分は大切にして、地域局の体制がどうあるべきか、議会や市民の皆さまのご意見を伺いながら検討を重ねてまいります。

次の公民館への職員の配置の考えについてお尋ねでございました。

市内には28の公民館が設置されております。職員配置の内訳につきましては、支所や行政サービス機能などの関係で正職員を配置しているのが旧横手市内の7公民館、生涯学習センターを兼ねている関係で正職員を配置しているのが6公民館、非常勤職員を配置して地区交流センター化を目指しているのが8公民館、職員を配置していないのが7公民館と多様であります。

これらの公民館は、各地域に設置された生涯学習センターとの連携によって生涯学習、社会教育の推進を図ってきておりますが、地域課題が個別化、複雑化している今日、公民館についても時代の変化に即した新たな役割が求められております。このことから、市は職員配置の格差解消を含め、地域からの人材配置、活用による、住民みずからが企画し展開できる体制の構築と、公民館が果たしてきた学習機能をあわせ持つ総合的な地域づくりの拠点となる地区交流センター化を目指しております。現在、醍醐

公民館や前田公民館など4地域8公民館が試行中であり、今後もさらに地区や公民館との個別協議を進め、地区交流センターの全体計画を作成し、その方向性をお示ししたいと考えております。

続きまして、大きい2点目の、地元業者の育成を考えた契約についての1項目め、参加資格をいま一度確認すべきではないかというお尋ねでございました。

平成25年、26年度の入札参加資格要件には、社会保険料や市税等に滞納がないこと、暴力団との関係者でないこと、市内において引き続き1年以上営業していること、業種によっては関係法令に基づく資格や技術者の保有状況など、さまざまな設定をしておりますが、労働保険への加入は要件としておりません。なお、国・県でも同様に参加資格要件としておりません。ただし、建設工事の落札業者には労働保険、建設労災補償、建設業退職金共済の加入済証などの提出を求め、加入状況を確認しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、複数年契約を導入する考えはとのお尋ねでございました。

複数年契約につきましては、債務負担行為、継続費の設定をした案件につきましては実施しております。具体的には、コンピュータの整備事業、OA、システムリース事業、公用車リース事業などがあります。予算は単年度が原則であり、単年度であることで業者への受注の機会の提供、業者間の競争によるパフォーマンスの向上やコストの削減が図られます。今後も、複数年契約につきましては地方自治法などの規定に基づき、予算の単年度主義の原則を超える相当のメリットが出る場合に実施してまいります。

大きい3点目のスポーツ立市について。

1点目、予算規模をどのように考えるかとお尋ねでございました。

平成26年度のスポーツ関係予算につきましては、従来行っている各種スポーツ振興事業に加え、新たにスポーツ立市横手を推進していくため新規の事業予算を計上しております。具体的には、楽天球団とのフィールドサポート事業を行ったほか、女子バスケットボール日本代表であるはやぶさジャパンの合宿や、東北、関東の高校を招致してのバスケットボールキャンプなどを予定しております。また、スポーツ立市横手を全国にPRする事業として、全国大会に出場する選手の皆様にオリジナルTシャツを贈呈し、着用していただきたいと考えております。

なお、既に実施している大学等硬式野球部合宿の誘致、わか杉カップやわか杉ジュニアカップのバレーボール大会、東北中学校新人バスケットボール大会などの継続はもちろん、新規の合宿、大会誘致活動にもさらに力を注いでまいります。

スポーツは生活に潤いを与え、あすの活力を生み出す源であり、健康で豊かな生活を送る上で欠かすことのできないものと認識しております。今後も市民に勇気と元気を与えられるよう、必要に応じスポーツ振興事業を実施してまいります。

この項の2点目、スポーツ振興課を市長部局に設置する考えはとのお尋ねでございました。

スポーツ振興担当課を市長部局へ設置するというご提案につきましては、地域局体制の質問の項でも

お答えいたしました。現在組織機構の見直し、検討中で、学校体育を除いたスポーツ振興事業や各種の体育施設について市長部局へ移管できないか、ご提案と同様の検討をしております。今年10月をめどに再編案を作成し、その後機会を捉えて議会の皆様にお知らせし、ご意見をいただく予定としておりますのでよろしくお願いたします。

次の項の3点目につきましては教育長より答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 教育長。

【伊藤孝俊 教育長登壇】

○伊藤孝俊 教育長 中学校における部活動において拠点校化を推進できないかというようにお話でございました。

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を総合的に伸ばしつつ、社会において自律的に生きる基礎を培うことを目的として行われます。当然のことながら、中学校の部活動も学校教育の一環として教育過程との関連を図って行われます。そのため、とりわけ部活動に重点を置き、拠点校化を図るとことは義務教育においてはなじまないものと考えています。しかし、各校の教育方針に沿って部活動を充実させるということはそれぞれの地域を元気にするだけでなく、将来ふるさと横手を担っていく資質や能力を持った市民を育てるという意味でも大変重要なことと認識しています。

そこで市では、各中学校長から学校事情と次年度の学校経営ビジョンとともに、部活動等にかかわる保護者や地域の願いを確認し、各校の教育活動の充実や活性化が図られるような教職員の配置を、県教育委員会とともに調整を図りながら進めてきており、今後も各校の特色を最大限に発揮できるように配慮してまいりたいと考えています。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 再質問させていただきます。

先ほど土田議員もおっしゃられましたが、やはり今市民が願っているというか期待しているのは、高橋市長がどのようなリーダーシップをとっていかということでもあります。もちろん議員であられましたので、審議された議案に基づいて今事業が進められていくわけなんですけれども、せっかく市長になられたのですから、議員時代とは違った意味で、私はこういうふうにしたいという色が見えてこないという声をよく聞くものですから、特にここの部分は、前段でしたけれども、申し上げさせていただきます。

いま一度、きのうのご答弁の中でも漢方薬と特効薬というような例えもされておりましたけれども、いつごろから特効薬、いつごろからどのぐらいのスパンで漢方薬というような、具体的なビジョンがあるのであればお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 もう既に、まだお知らせはしていないわけではございますけれども、もちろん漢方薬の

部分は私がいろいろな場所に出て、今、市でどのような状況になっているということもお知らせしながら市民の皆様からご意見を頂戴するというので、今の横手市の置かれている状況を市民と共有して、問題意識も共有するという事は、これは時間をかけてずっとやり続けなければならないこととと思ってやっております。

そしてまた、今回議員の皆様から承認をいただきまして本庁を移転させていただきました。これから機構改革にさらに取り組んでいかなければならないと思いますし、その意思決定のスピード感というものも今後もさらに構築するように、また、部局横断ということを常にしょっちゅういろんな会議でお話をさせていただいております。まだそのとおりに完全に組織がなっていない部分、あと職員の一人一人の認識がまだまだなっていない部分も感じているからこそ、私は常日ごろそういうふうには言っているわけございまして、その部分の取り組みというものもう既に今やっておるところでございます。

また、目に見える形のハード面とか、そういった部分は今構想というか、まだ皆様方に青写真としてお示しできる部分がないわけではございますけれども、もちろん提示できるような形での動きを今やっておる最中でございますので、何とぞいましばらくのご猶予をいただければというふうにも思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 市長就任以来、よく言葉の中にお役所仕事と言われていませんかというようなことを意識してやっていただきたいというようなお話がございます。私もそのとおりで思っております。

これを、言葉は、勉強不足で大変申しわけないんですけども、高橋市長の言葉だと思っておりました。ところが、これは職員の行動指針ということで、平鹿地域局にたまたま行きましたところ、非常に古ぼけたポスターが張ってありました。お役所仕事と言われていませんか。張ればいいというものじゃないと思います。市長になられてこの言葉を繰り返されるのであれば、高橋大バージョンの、文言は同じであっても、市民も職員も意識できるような形で張り直しをすとかといったようなことがあるべきだと思います。強調されているのですから。その辺についてのお考えはいかがでしょう。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議員からのご指摘の点もそうでございますが、ポスターの期限、日付がもう既に終わっているというふうなご指摘などもいただきながら、それぞれ各庁舎の点検などさせていただいているところでございます。改めてそうした点検をしっかり行いまして、適切な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 今回あえて質問の中に挨拶の件は入れておりませんでした。これは私がとても大切にしているというか、市役所というのは誰が来ても市民はお客様、どうぞ何でも相談してくださいといったような爽やかな笑顔も伴っての対応が望まれるところだと思いますが、実は内部でこうい

うお話を聞きました。

合併前は、元議員であるとか地域の有力者という方が、もう職員も地元の方ですので認知しているわけですね。そうすると入ってきたときに、ああ、どうもおはようございます、まずお茶っこでもみたいな、そういう姿が自然に行われていた。今合併して、地域の職員はその地域にいるとは限らないので、当然その今までご挨拶されていた方がされなくなったとか、俺を知らないべかみたいなのもあるのではないかと、そういうことで挨拶がなくなっているとかという話があるのではないかとというようなお話を聞きました。でも、そういう問題ではないと思います。知っている人だからする、知らない人だからスルーするというのではない。やはり市長が、私は予算を伴わない市長の方針として、徹底されるものの1つの中に、やはり市民を爽やかに迎えるという意味では本当に、特に玄関先、窓口にいらっしゃる方については細心の注意を払って挨拶なりをしていただきたいということを、なぜ徹底できないのかなど。

いまだに、私ばかりではなく、地域局に入っていったときに職員間でお話をされていて、入り口に背を向けられていて、いつ誰が入ってきたかもわからないような感じのことも見受けられます。これは平鹿ではありません。ありませんが、平鹿を言っているわけではないのでこのところは強調しておきますけれども、そういう姿が見られるところが多々あります。ということは、何ぼ市長が職員の皆さんに、こういうことをやりたいんですがお願いしますと言っても実現できていないということは、形だけ、はい、わかりましたと言って聞いて、現場ではまず適当にやっておけやというような形になってはいないかというふうな、そういう危惧をいたしております。そういった意味で、市長のリーダーシップというところはこういうところにも出てくるのではないかと思います、いかががお考えですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 職員との会議の中でも常日ごろ挨拶、そして笑顔というようなことは、事あるごとにお話をさせていただいております。ただ、残念ながら私自身とすれ違っても挨拶しない職員もまだいたりもするという現状の中では、私の指示が行き届いていない部分もあろうかと思います。しかるべき時期が来たときに、今のような状況のまま私の指示が行き届かないのであれば、まず挨拶の研修からやらないといけないのかなというぐらい思っております。まずそういうふうなことをする前に、自発的にするような形で職員が意識を改革していただければいいわけでございますけれども、まず、さまざまな店舗とかそういったところでは、朝礼でおはようございます、いらっしゃいませとかというようなことは、その組織一体で、朝礼でやっているところもたくさんあるわけございまして、できないのであればそういうふうなこともしていけないといけないのかなというふうにも思います。

そして、いずれ挨拶、笑顔、それができた後には返事ということもつけ加えたいとは思いますが、まずその3つは難しいと思うので、挨拶と笑顔ということを徹底して今後も言ってまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 菅原議員。通告内容から余り逸脱しないようにお願いします。

○14番（菅原正志議員） 地域局に関してでしたので。

リーダーシップというのは、私も体育会系のことをやってきましたので上級生が言えば、4年生が言えば3年生が1、2年生に徹底させるといった意味で、4年生が一々1年生とか2年生に挨拶をしないなんて言うことはないわけであります。そういった意味では市長のその思い、思いがあるのであれば幹部職員の方が、やはり自分の部下に徹底していただきたいということを強くやるのが、組織としての効率的な動きの一つではないかと考えますが、その辺のことをどのようにお考えなのか伺います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 そうあるべきだと思います。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） 確認の意味で総務企画部長、お願いします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 市長も申し上げたとおり、そのとおりであるというふうに私も認識しております。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） なぜ今回私は地域局の問題を取り上げたかと言いますと、改築にまず大体5億円ぐらいかかると。5億円をかけて改築をするのは大いに結構なんですけれども、中身を今のままでいいのかどうか。市長は10月、秋ごろまでに結論を出すということでありましたので、その結論を待ちますが、部局横断とかというふうに係に固執しない、総合的にやるという考えであれば、各地域局におのおの課を今までのように設置する必要があるのかどうかという考えも出てくると思います。

それから、総合支所的な、市民サービスは落ちないようにしながらも総合サービスの施設はできないのかとなれば、当然その入れ物の規模といいますか、今のような職員体制を維持するのであれば、5億をかけてでっかい地域局を改築するというのも大事だと思いますけれども、そういうふうなコンパクトなものを建てるとすれば、予算5億あるそうですけれども、そういったものも検討できるのではないかという思いから、山内地域局は五十嵐市長のところでもうできて、もう進行してできてしまいましたけれども、今度は高橋市長になられてその辺をどのように考えるのか。お伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 山内庁舎もそうではありますが、これまでの地域局としての機能だけではなくて、合体した形で消防の分署機能、それから図書館の機能、そういったものも一つの庁舎の中に含めさせていただきました。当然ながら、この後その予定であります、計画を立ててございます地域局庁舎の開始に当たっては、そうした多面的な機能を持ったものが必要だというふうに思っている次第であります。その多面的な機能につきましては、それぞれの地域の特色を生かした形で、ややもすれば画一的なものではなくて、その地域地域に持っている機能を集約する形で検討していただくことが基本というふうに考えてございますので、そうしたご理解をお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) ブロックという考え、視点から、地域局の改築に伴って消防のほうも何か移転するようなお話もあるようであります。と考えると、平鹿も十文字も同じような形で消防を新しい施設にしていくのか、それとも、距離的にも近いですし、その辺をどう考えていらっしゃるのかお伺いします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 先ほどもお話しさせていただきましたが、それぞれの地域の特色と申しますか、そういった観点の中で消防機能、いわゆる消防の分署機能も含めた地域局の庁舎づくり、そういったことも当然ながら視野にあらうかと思えます。いずれ、先ほどお話しのとおり画一的なものではない、多機能的な、多面的な機能を持った地域局庁舎を、私どもは建設に当たっては考えていきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 2点目について再質問します。

今回私がこの契約のことについてちょっとお伺いしたのは、除雪に関して、関係機関から労災加入をしていないのではないかというようなことで、市長の答弁からはしっかり加入しているというようなお話もありましたが、調査しましたところ、除雪の部分の労災に関して未加入のまま契約が行われている。ファクスが流れて、いやいや、俺はもう確認をしていなかった、その後、聞きにはきたんだけど未加入のまま雪のシーズンが終わってしまったというような実例もあるわけです。その辺のところの確認作業というのはどうされているのか不思議だなと思いましたので、質問させていただきました。

○木村清貴 議長 建設部長。

○遠藤久志 建設部長 除雪の委託につきましては、降雪前に委託業者と契約を結ぶわけでございます。その際にその労災加入の確認をしておらなかったというのは、それは通例だったと伺っております。昨年の、今年に入りまして、1月になりまして労働基準監督署のほうから、除雪の委託についてもそのような契約、保険の加入が必要ですよというようなことが指導がございまして、その後各業者さんを調べたというような経緯がございまして、その中で事業者さんが未加入のままになっていたというような事実がございました。そういうことを受けまして、今年度の契約からは労災の加入を確認してから委託の契約を結ぶような方向に現在検討しているところでございます。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 地元業者を育成する一つの観点から契約を考えてはどうかということについての再質問です。やはり営業所、それから地元企業いろいろあるわけなんですけれども、できるだけ、今兼業農家が大多数で、そういう業者に勤めていらっしゃる方がいらっしゃると思うんです。業者を選定するに当たって、横手市の人が9割いるところと1割しかいないところというようなこともあるかと

と思いますが、その辺を契約の綱領、文言に書くわけにはいかないんでしょうけれども、そういうふうな考えはないのですか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 契約の公平性を担保するという観点から、そういうことを明示して契約するという考え方は現在のところございません。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 複数年についても単年度の原則ということでご答弁があったわけなんですけれども、コストメリットということ、それから業者の安心感、メリット、デメリット両方あるわけなんです。そういう意味で今後検討していただきたいなというふうに思います。

3点目であります、3点目についてお伺いします。スポーツ立市については大変心強く思っているわけなんですけれども、やっぱり総枠を決めた中で、市としては、スポーツ立市のでこ入れに大体これぐらいは使うんだというようなことが、我々から見ると提示していただければありがたいなど。本気度何%かなんて思うんですが。その辺の意味で、各事業の積み重ねというよりも、総枠大体本予算の1%程度はスポーツ立市のために、人件費も含めてなんでしょうけれども、大体というふうなお考えはございませんか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 それぞれスポーツ立市に取り組む分野の中では、事業そのものも毎年の形で多面的に変わるわけでありまして、そうした中で、じゃ、具体的に幾ら幾らというような設定はやはりなかなか難しい。そしてまた、当該年度のそれぞれの予算規模も当然ながら変わってきますので、一定のパーセンテージでそれを確保するというふうな規定をするというのはやはり難しいのかなというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) いろんな合宿誘致でありますとか、いろんな事業がなされているわけなんですけれども、その事業によって地域に波及効果のあるものと、ただやったというものとあると思うんですが、具体的には申しませんが、やりましたよと、ああやったんだなというのと、今回はやぶさジャパンのことに关しましては、ミニバスケットから中学校、高校までいろいろな方が関心を寄せて、練習も見にいきたい、どうやったら参加できるかというようなこともいろんなところに波及効果が出てきていると思うんです。その辺の波及効果を考えた誘致なり招致なりということはどうにお考えでしょうか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○柴田恒宏 教育総務部長 やはり一流のスポーツ選手を横手市に招聘した場合に、地域の子供たちとクリニックであるとか、そういうスポーツ教室を実施するというようなことが考えられるわけでございまして、それでそれぞれの子供たちのスポーツに対する関心をより高めていくということでございますの

で、昨日行われました楽天のフィールドサポートにつきましても、スポ少の子供たちを招いてそれぞれそういう野球教室を実施したというようなことがございます。ある程度予算をかけて招聘した、そういった一流のアスリートの方々には、地域の皆様にそういった技術を少しでも還元していただくという方向で考えております。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） 市長の答弁の中でTシャツを贈るといようなお話もお伺いして大変ありがたいなと思いますが、3月に全国のミニバスケットと、それから全国の都道府県対抗のバスケットの大会がありました。私も市議会議員としてというか、個人の趣味もあるんですけども応援に行きました。そのときに、市役所のほうにせっかく横手市のチーム、選手が出るのだから、スポーツ立市として何かかにか応援するよなものはないかということで、旗を、のぼりを都道府県対抗では立てさせていただきました。ただ、どうもまいち迫力に欠けるといのか便利さに欠けるといのか。

一つの案として、大きな増田の蔵の何か旗みたいのが、市長の前のところに飾ってありますが、あれほど大きくなくても、横手を代表した選手やチームが行くときに横手市として応援できる、Tシャツばかりでなく、横手市として応援できるよな垂れ幕などを準備されるよなお考えはございませんか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○柴田恒宏 教育総務部長 東北大会以上、それから全国大会等に出場される選手の皆さんについては、今委員会内部では、そういった横手市を各全国各地で宣伝してもらおうというよなことも踏まえまして、今までそういったチームが全国大会等に出場する場合の助成等は原則ありませんでしたけれども、そういったチームが全国大会等に出場にする場合は、スポーツ立市の横手を全国に宣伝していただくという面も含めまして、ある程度の助成ができないかということで現在検討しているところでございます。そういった助成をしながら、全国的な大会に出場した選手については、スポーツ立市の横手を全国にも発信していただきたいということも現在協議中でございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） その支援というのは多分選手にお金、財政的な支援をすとかチームに財政的な支援を検討するといよなことだと思っておりますが、私が申し上げているのは、横手市としてみずからをアピールしながらも出ていったチームや選手を応援するよな、スポーツ立市横手、我がまちの選手頑張れみたいな垂れ幕が共有してあれば、どこのチームがどこさ行っても横手市のエールを披露できるのではないかという観点から、そういうふうなお考えはないかということでもあります。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 市長ともいろいろお話をさせていただいているんですが、上位の大会に参加される選手団には、一定のそういった市からの援助も考えながら、横手のパンフレット等も持参していただい

て広く情報発信してくるよというふうなお話もいただいています。そうした取り組みというのはこれまでなかったわけでありますので、その取り組みとともに今議員のおっしゃったアイデアも、またこれ一つ考慮に入れなければいけないと今思いましたので、検討してできるだけ発信ができる、しやすい環境をつくるように頑張ります。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 齋 藤 勇 議員

○木村清貴 議長 4番齋藤勇議員に発言を許可いたします。

4番齋藤勇議員。

【4番（齋藤勇議員）登壇】

○4番（齋藤勇議員） 市民の皆さん、議場の皆さん、ご苦労さまであります。

日本共産党の齋藤勇であります。

まず初めに、全国で地方議会がたけなわですけれども、この間にもご承知の集団的自衛権、大変な状況、そして期限を区切った閣内の決定ですか、内閣決定、これがなされようとしております。ご承知のように解釈で憲法改憲をする、9条を壊し地球の裏側まで派兵を容認する、こういったものであります。こうした本当に国民不在の、そして国会の審議もないままに密室で協議を図るという、こういった蛮行は決して許されるものではありません。ここ2日、3日の間に世論に押されてか、あるいは落としどころというふうに踏んだのか、今、限定行使、こういったところで押し問答されていますけれども、いずれにしても憲法違反、あるいは解釈で改憲を図るということは断じて許されるものではありません。この場をかりて抗議をいたしたいと思えます。

さて、質問ですけれども、最初の政府の農政改革、これに関する意見書についてであります。

ご承知のように、政府の諮問会議である規制改革会議でいわゆる農協、農業委員会がそのあり方を議論しております。メンバーは財界の方々、あるいは農産物の自由化論者の方々が相当おります。その部会が5月14日に農業改革に関する意見書を発表いたしました。その意見書は農業委員会の全面見直し、骨抜きであります。また、全国農業協同組合のJA全中の廃止など、農政に関する規制、現在の規制あるいは関連組織などの大幅な改編、改悪と言っても過言ではありませんがそれを求め、企業の農地所有を解禁するなど農業、農政のあり方を根底から覆すものであります。

もちろんこれに対して、農協や農業委員会の皆さんはもとより、幅広い関係者から現場の実態を無視

した暴論だということを、日本農業新聞、5月23日付ですけれども、そうした論評が各紙にも載っております。そうした強い批判が挙がっていることも事実であります。

ご承知のように安倍首相は既に今年1月にダボス会議でこのように言っております。既得権限の岩盤規制を打ち破るドリルになるのだと。農業では民間が障害なく農業に参入して、つくりたいもの、需給の調整を抜きにどんどんつくれる、そういう時代が来るんだと、つくるんだということ、あるいはまた世界で企業が一番活動しやすい、そういう環境をつくると、これを海外代表の前で、財界の意向を受けた形で発言をしております。今回の意見書はそうした財界側が処方箋を示したものを、これを意見書に反映されたものが発表されております。

少々わかりやすく紹介したいと思いますけれども、これは日本共産党がチラシに書いて今配っている最中のものですが、これがとてもわかりやすいので、これを引用しながら紹介したいと思いますけれども、いずれにしても家族農業中心の農政の基本を覆すものだとすることをまず冒頭述べておまして、農業委員会については公選制を廃止して農政の下請け機関に変える、そういうものであります。具体的には、ご承知のように委員の公選制を廃止して市町村長の任命による少数の委員にすると、それから農業団体からの委員推薦制もやめる。

2つ目は、意見の公表、建議などを法律に基づく業務から除外する。そして、都道府県農業会議あるいは全国農業会議所、これを廃止する。これまでよく耳にしました、農業委員会は農家の代表機関あるいは農民の議会という基本的な役割が失われて、農家の声を農政に届けるそういった役割も否定されて、いわゆる行政上の農政、これの下請け機関に編成されるということでもあります。

農協関係についてであります。やはり農家の協同を否定して多くのところが経営破綻になってしまうということでもあります。詳しくは、農協の信用共済事業を農林中金あるいは全国共済連合会、これに移管して単協は代理店になる。それから、農業中央会制度、これの廃止、全農は株式会社化にするということでもあります。それから、準組合員の事業利用は正組合員の2分の1以下に制限する。

信用共済を含めて総合事業で農協は成り立っております。その多くが経営破綻するのは私は必定だと思います。協同組合としての全国的な事業展開や連携も困難になるわけでもあります。過疎地域などでは住民に不可欠な生活基盤の崩壊にもつながりかねません。

農業生産法人についてであります。企業の農地所有を広げて農地法の実質的な解体を目指す、こういうことでもあります。例えば、役員の過半数が農作業に常時従事を必要とされてきました農業生産法人の要件を、役員は1人以上でいいという、そういうふうな大幅な緩和であります。2つ目は、一定期間農業を継続した法人は農業生産法人の要件を課さないということで、外資を含めて農外企業の農地支配の道が大幅に広がる。地域の共同資源である農地がもうけの手段とされて、地域農業や農地が荒廃するのもこれまた必至だと思いますとあります。大多数の農家が農業に安心して励める農政こそ必要だということと結んでおりますけれども、今述べましたように、当市にとって本当にこれは密接不可分な大変なことなのでありまして、国政上というわけにはいきません。どれもこれも我々生活上、生産上営む上で

も本当に大事なわけで、知り得る限りのご認識と見解を伺うものであります。

2つ目の攻めの農業、果樹産地強靱化事業であります。

一くくりに言っておりますけれども、攻めの農業、国でもよく言いますが、緊急実践対策事業ですか、これを略して一くくりでお聞きしたいと思います。

まず、前段申し上げたいのは、この間ご承知のように横手市の農業、その振興発展を願うべく、どこでもどなたでも協調して、農家と行政、そして関係者の努力もありまして、長く日本一の生産条件を生かして、質量ともにすぐれた実績を持って、そしてそのことが暮らしにも一定のゆとりなどをもたらしてきたわけでありまして。しかし、残念ながらグローバルと称したこの自由化路線、あるいは価格政策による全ての農畜産物価格のいわば暴落、あるいは低迷で、農家経済がかつてない本当に逼迫した再生産がままならない、そういう厳しい状況を強いられております。

私はここで一つ強調といいますか、特筆といいますか、かつてはこの郷土、日本で生産に最適地でもありました。でも、今は残念ながらやはり政治の失敗といいますか、失政で、その反動によるギャップといいますか、リスクの高い、そういう産地と課したのではないのでしょうか。

1つは、米づくりを前提とした田んぼあるいは水路の構造改善への投資、あるいは最近の異常気象を受けやすい横手盆地といいますか、そして高速体系から漏れた我が横手市は、やはり工場の撤退など他市町村との違い、私はあると思っております。独特なものであります。そういう事情があるのではないかと思っております。これらによって農業、それから農家所得が本当に減少しております。ですから、今回の冒頭からの人口減少の問題、やっぱり結果としてもここにあらわれてしまうわけでありまして。非常な残念です。よって、やはりこういった何ともしがたい行政あるいは農家の努力、関係者の努力があってもこういう羽目に陥るといふことがありますので、特段の、横手市独自の支援策が欠かせないものだというふうに思います。

まず、こう申し上げながら、市長の所信表明での表題の攻めの農業緊急実践対策事業や果樹産地強靱化事業のことですけれども、例えば豪雪の予防対策として木柱をやると、これは確かに市販のパイプよりも強靱で、確かに役に立つでしょう。しかし、何しろ半分ぐらいの枝が残念ながら折れて、支える枝が残念ながらないという実態もあるわけですから、やはりもっともっと安心して生産に取り組める、そういう基本的なところの支援、そういうものが必要ではないかというふうに思います。

攻めの農業にしても、単なる大型機械の援助あるいは生産資材の援助、従来型だけでは今の農業、まさに救うことはできない、このように思います。やっぱり私は豪雪の際も強調しましたけれども、どれも大事なんですけれども、一番今困っているところあるいは求められているところに市長が言う政治の光を当てるのが肝要ではないかというふうに思います。これまでの振興事業、あるいは豪雪被害への救済事業、否定はしませんけれども、やはりこれだけでは薄いし弱いのではないかと、ここに至ってはそう言わざるを得ません。何としても抜本的な横手市の独自の支援制度、あるいは重点作物への価格保証制度、これは国にあります。しかし、本当にこれは対象やら該当やら、そういったものが非常に弱い

わけです。小さいわけです。ですから、市が主体的になって独自のそういう支援制度を創設すべきではないかと思えますけれども、農業を強調する市長に当たっては、その心意気を含めて所見を伺うものがあります。

以上であります。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 まず、1点目の政府の農業改革に関する意見書についてのご質問がございました。お答えをいたします。

政府の諮問会議であります規制改革会議の農業ワーキンググループは、5月14日に農業改革に関する意見書を発表し、5月22日に同会議において協議されております。意見書では農業委員会制度や農業協同組合の見直しなどが提案されており、競争力のある魅力的な農業をつくり、農業を成長産業にするとともに、農業に従事している方々が豊かになるような農業、農村を実現するために必要な改革として示されております。

ワーキンググループが提言を取りまとめる過程においては、単位農協など多数の農業関係者よりヒアリングを実施し、委員間でさまざまな議論が行われ、このような提言になったと承知しております。しかしながら提言の内容を見ますと、これまで長年続けてきた制度を大幅に変えるには、議論のあり方や物事の進め方について拙速で、農業者や農業関係団体などの意見が十分に反映されたものにはなっていないように感じます。

農業委員会においては農地法などの許認可業務や、農地の権利移動の調整機能を担っていただいております。担い手への農地集積に大きな役割を果たすと同時に、優良農地を確保するため農地の無断転用や耕作放棄地などの農地パトロールを精力的に行っているところであります。また、JAは営農指導事業や信用事業、共済事業など幅広い事業を展開しており、特にJA秋田ふるさととは、県内一の複合産地化に向けた取り組みなどで地域農業の発展と農業者の生活安定に大きな役割を果たしてきたと考えております。

農業を基幹産業とする本市としては、地域農業の維持発展に取り組んできた各農業関係団体の意見が制度に反映され、農家が引き続き意欲を持って営農活動に取り組むことができるよう、今後も農業改革に関する政策の行方を注視して対応してまいります。

続きまして、攻めの農業、果樹産地強靱化事業についてのご質問がございました。

攻めの農業実践緊急対策事業につきましては、これまで農家がそれぞれ行っていた機械作業を1人の担い手あるいは法人などに集約を促進する国の補助事業であります。また、果樹産地強靱化対策事業は新規の市単独事業であり、雪害に強い果樹産地を目指し、リンゴやブドウの支柱を丈夫な木材支柱へと転換するための助成となっております。

現在、国では攻めの農林水産業の実現とTPPなど農業のグローバル化に対応するため、農業経営体

の法人化や民間企業の農業参入など農業経営の大規模化に重きを置いた政策を進めており、攻めの農業実践緊急対策事業もその一つと考えられます。しかしながら、高齢農家や家族経営などの規模の小さい農家は、当市において農業基盤を下支えする大切な経営体であります。

農業を基幹産業とする当市では、大規模農家以外の農家も意欲を持って農業経営に取り組んでいただくよう、市の振興作物を作付けする農家などに対して、産地確立緊急対策事業や水田利活用緊急支援対策事業、または堆肥購入費用の一部を助成する野菜生産力向上助成事業を実施してまいりました。今後もこれらの事業を最大限に活用いただきながら、頑張っている農家が安心して農業ができるよう、きめ細かな情報提供や支援事業を実施してまいります。

以上、壇上からは終わります。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番(斎藤勇議員) 規制改革あるいは産業部会のメンバー、農協関係者も確かに一部おられます。場面によっては確かに、執行部といいますか、あるいは座長の方向に傾斜するという場面ありますけれども、市長も言いましたように本当にこれまでの役割、これからもそうですけれども、非常に貴重なもの、歴史的なものがあります。ゆえに、私はやっぱり農協、大いにまだ必要だということでもありますけれども、ただ、今既にこれも議論されておる農協の理念といいますか、そういうものが失われつつある、あるいは欠けてきたと一部に声もあります。不満もあります。いわゆる商社化みたいなものだというのであります。そういった弱点といいますか、本来の姿から離れたそういうものがありますけれども、しかし、立派な方針、綱領と言うものもありまして、元来のそうしたものになっていけばこれは大いに役立つものというふうにも期待もするわけでもあります。

市長は今、規制改革会議の行方を注視しながら対応するという答弁でもありました。これ本当に秋田県選出の元国会議員の、全国の農業会長の二田会長が、やはりこれはとても理解しがたいものだという見解、意見書に対するまとめを行っております。それこそいろんな方々がそうした方向で言明をしております。それゆえに、今さまざまな各紙見ますと、論評を見ますと、例えば企業の農地所有は一時預かりですか、明示しないと、見送りとかいう見出しも載っておりますけれども、しかしやめるとは言いません。それだけに注視をするということはとても大事だとは思いますが、さきの議会でも私言いました、農地の中間管理機構でなかなか県も農業公社にいろいろ委ねるということも言っております。横手市は今協議中といいますか、団体を見きわめて協議もするという段階のようではありますけれども、その辺はどういう状況なのか1つお知らせください。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 ただいま議員がおっしゃられます規制改革会議のあらゆる改革の内容について、現在いろいろな形で動いている真っ最中でありまして。そういった中で横手市の対応、横手市の方針というものにつきましては、あくまでも基幹産業である農業、農家の側から不利なような形にならないような体制の中で、横手市としては注視しながら対応してまいりたいというふうに思っています。

ただいまありました中間管理機構の話であります、現在秋田県の中で、中間管理機構は農業公社のほうで一回受けまして、横手市としてその受け皿というふうなことで現在進んでおります。受け皿としましては、農協さんのほうで円滑化事業を実施しておるわけですが、横手市農業再生協議会のほうで一旦進めまして、その中で農協さんあるいは関係機関が連携を図りながら、より農家の側に立った進めやすい方向で今進めようとして動いている真っ最中でありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番（斎藤勇議員） 部長はしきりに農家の立場、あるいは自主性といいますか、そういうものをよく考えた上でのこれからいろいろ動く、進めると、そういうことでもあります。一部やむを得ないという状況はやっぱりあると思うんですが、それは、担い手不足などさまざまなことで農地が黙ってれば荒廃せざるを得ないという、余儀なくされるという状況、それはあると思います。しかし、それもやはりそういった手順、手続、あるいはその前段の道筋というものを大事にしながら、農家の損失とならないような、そういう手順というものが、あるいはやり方というものが、あるいは必要だというふうに思います。

農業委員会のほうですけれども、先ほど答弁にもありました、いろんな役割をしております。それこそ20年来ですか、私、町議時代も本当に企業の参入で、参入するという動きがあつて、直ちに議会でも農業委員会でもそれを止める動きを適時にやってそれを阻止したという経緯はどこでもあったと思います。しかし、今それこそめじろ押しにどっと来て、なかなか予断を許さない状況ありますけれども、今合併して30何名の委員の定数ですか、これやはり権利移動の広域化で、それこそ農地の状況を知った人こそ委員の適任だと思いますので、それだけに、このとおり横手市広いわけですから、至って委員がたくさんいなければならない。これは本当に10人や十二、三人程度にするというのが改革会議の方針なので、とても現場を見たり状況を把握したり、なかなか番人としての役割を果たすことができないわけでありまして、それだけに本当に大きい役目、貴重な役目を果たしているわけですから大事だと思います。農業委員会の骨抜きといいますか、肝心なところがほとんどなくなってしまうという、そういう動きでもありますので、再度、もし所見がありましたら一つお聞かせください。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 農業委員会の皆様におかれましては、これまでさまざまな権利の移動含め、農業に、農政に対する提言含め、また農地のパトロールなど、本当に精力的に活動していただいております、その活動に対しましては本当に心より感謝をしているところでございます。また、横手市におきましてはこのとおり面積が非常に広いわけでありまして、しかも横手の点在する農地のさまざまな移動に対しては、ある程度というか、地域事情にある程度精通した方が委員の中に含まれないと、全く手元に出された資料だけではその実態というか、そういうものが本当に把握しづらい部分もあろうかと思います。

また、やはりみずからやるんだというふうに手を挙げて、そしてやろうとする意欲がある方が委員として望ましいわけであると思っておりますので、引き続き農業委員の皆様にはこれまでどおりの意欲を持って頑張っていただきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番(斎藤勇議員) まさに今の現行制度の公選制の存続というふうには私は捉えて、認識を共有できたものというふうに思います。

ちょっと話前後といたしますか、農協の言ってみれば解体を目指す規制改革会議、今この段になってかなり急速に強調し、しでかすという状況にありますけれども、やっぱり今ご承知のようにTPPが本当に大変な状況で、譲歩に譲歩を重ねてほとんどやられたと、言葉なんですけれども、という状況、かいま見られます。そういうTPPの反対運動の先頭に立っている農協の皆さん、農協の組織、全国組織、これをあたかも狙い撃ちするようなどいうふうに思います。いろんな方々が、識者が新聞なりを通じてそのところを危惧もし、啓発もしておりますが、そういった動きに対する我々も、当市も機敏な動き、そういうものが必要だというふうに思いますが、市長、この点ひとつ、所見あればでなくて、ご所見をお聞かせください。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 農業の問題のみならず、TPPの問題につきましては、我々横手市にとってはやはりメリット、デメリットをてんびんにかけてときには、私は非常にデメリットが大きいというふうに認識もしておりますし、その思いというものは、農協さんとも同じ思いを共有しているものと思っております。そしてまた、ただ、TPPの問題があろうとなかろうと農業政策、農政に対する変革、また、農家並びに農業にかかわるさまざまな団体のさまざまな改革的な取り組みというものは不断の努力として、農協さんも含め、我々も含め、やっていかねばならないものと認識しておりますので、今後もそういった国の流れとか、そういったものは別としましても、もっともっと農業、農家をよくするためにお互い何ができるのかというものをしっかりと考えて、磨き上げていくべきものと認識しております。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番(斎藤勇議員) 我々の置かれたいろんな状況を駆使して、磨きをかけて生産性を高めるということはもうそのとおりであります。大いに賛成で、どうにかして販売価格もきっちり伴うべく、採算性ができるとことは願っている一人ですけれども、何しろTPPあるいは農政改革ですか、大変な改革で、減反廃止、補助金カットなどなど大変な状況あります。TPPももちろんそれを上回る大変なものでありますので、市長のそういった気持ちはわかりますけれども、容赦はしないんですな、容赦はしない。経済問題もありますので容赦はしないんです。

ですから、やはりこの横手市、本当にすぐれたところの、横手市が参るのであれば本当に日本の農業も壊滅状態になりますので、それだけに、とりわけですね、とりわけ横手市がアクションにおいても先頭を切るということが私はやっぱり大事なきだろろうというふうに思います。それもタイムリーに必要ではないかというふうに思います。前市長の五十嵐市長にも聞きました。やはり市を挙げての国に対するいろんな要請にしても何にしても、アクションが本当に欠かせないときだろろうというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これまでも農業者、農業関係者の皆様のご努力によりまして、さまざまな農業産品において、県内においても生産量並びに販売額など上位を占めている産品が多い当地域でございますので、今後もさらにそういった品ぞろえ、また品質、そしてブランドイメージ等を向上させて、より一層先頭を切っていく努力をまずやっていかなければならないと思いますし、また、横手市並びにこの地域が置かれている状況というものを、一番最善を尽くしやすい状況というものを国にも理解していただく努力というものを逐一、国のほうに訪問する際には訴えてまいりたいと、また、国会の方々にも当地の現状というものを、理解していただいていると思いますけれども、地元からの意見としてもしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番(斎藤勇議員) なかなか、何度も言いましたようにTPPは、やはり国益を考える上でも交渉から撤退すると、そういった意見をも、県の選出の国会議員やら国にも言うという、そういうお答えはなかったんですけども、それを含めて何とか頑張ってもらいたいというふうに思います。

ちょっと質問を変えます。変えますというよりも2つ目です。

先ほど言いましたように、一定の大規模化、私、今でも進んでいると思います。しかし、それとてまだまだ当市は家族農業であります。5町歩、10町歩、あるいは20町歩、そういうような方もいます。ですから、やはりここを基本としている横手市でありますので、そこら辺にもっともっと注視をして、大事にして育てる、援助する、支援をするという、そういうことがまず大事だろうと思いますが、今の農政改革でいきますと、やはり大規模ほど、ご承知のように、残念ながらいいですか、補助金依存が5割、6割と高いわけで、ここが今農政改革で削られようとしておるわけです。ですから、私は危惧を覚えるわけです。単に大きければいいというものでなくて、やっぱり実収、所得が最後に物を言うわけで、その点やはり再生産あるいは持続できる農業ということを、いつもそういう側面において事をやらなければならないというふうに思います。

そういうことからして、果樹の豪雪の被害で種々いろんな救済の対策ありました。しかし、残念ながらなかなか、4年連続ということもありまして立ち行かないところあります。何度も申し上げましたように、もうやめるいい機会だとか、本当に後ろ向きな残念な言葉が返ってくるのが意外と多いんですな。

今議会で市長でしたか、どこかの場面の報告で果樹の面積、全県の57%でしたか、52%、771か2ヘクタールということのようですけども、私ちょっと調査しましたら、994ヘクタールというデータ、これは平鹿振興局のデータでもあります。その前は、合併前は平鹿果樹農協とふるさと農協、これを合わせますと1,200ヘクタールぐらいの数字になるんですよ。もちろん一定程度のダブリもあるという注釈がありましたけれども、いずれにしても現在報告がありました771ヘクタールというのは、私からすると本当に激減の面積そのものでもあります。これは長年のものもあるでしょうけれども、やっぱり豪雪被害でほとんど参ってやめると、今言ったような諦めでちょっと数字高くなったのではないかという、

そういうふうには私は推測するわけですが、残念ながら何かよくデータをつかんでいないということでありましたけれども、その辺もわからないところに入ってしまうのでしょうか。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 先ほどのリンゴの771ヘクタールという面積につきましては管内のリンゴの栽培面積でございます。リンゴに比較しますと全県では1,470ヘクタール、その全県の中の52.4%が横手市というふうなことで、そのほかにブドウが138ヘクタール、桜桃が38ヘクタール、桃41ヘクタールというふうな推移の中でございます。いずれにしてもリンゴにつきましては相当数がこの連続の、4年で激減しているというふうな状況の中で、私どもとしても、やはりこの雪に耐え得る強靱化対策というふうなことで今回お願いしている部分であります。

加えまして、今度の9月議会についても、まだできるものがないか、いろいろ工夫しながら対応方を考えてまいりたいというふうに思います。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番（斎藤勇議員） ちょっと舌足らずなところがありました。いずれにしても、豪雪、農産物の価格低迷で、長年のこともありますけれども、やはり廃業に追い込まれたと、解散せざるを得ないという、そういう状況は相当あるように思います。それは本当に残念ですが、しかし、同時に今年度といいますか25年しょっぱなの、リンゴもやられて木もやられるという二重の大変な大ピンチを食らったわけですが、そういうことで本当に諦めがついてしまったということです。しかし、何とかしてそこを救って、そしてやっぱり横手市の農業、果樹農業、果樹産業に、これは本当に重く深いもの、そしてなかなかやりようによってはいいものがありますので、県も大きい、なかなか重い位置づけをしておりますので、そこもタイアップしながら、ひとつ大いに新制度、頑張ってくださいというふうに思います。

そこで1つ、価格保証制度、野菜も含むんですけれども、あるいは野菜プラス果樹、総合的なことで、今現在は国の事業で県が委託されて、それに市が10%程度の助成、それから農協、ふるさと10%程度ですか、生産者が30%などで、なかなか加入そのもの、申し込みそのもの、そして該当そのものも少ないというふうに言われております。

私は、やはりこれだけの大変な逼迫した農業経営を余議なくされております。しかし、一方で本当に、我々もそうですけれども、切望されております。何とか維持して、横手市のためにということで言われております。ですから、壇上でも言いましたようにここは独特のものがやっぱりあるわけです。当時日本一、いろいろな生産条件、そして生産物もよいものがありました。しかし、いろいろ考えましたけれども、なぜこう所得が減少して、逆に危機感といいますか、リスクが高いのかということで考えたところで、私はやっぱり言いましたように、否定はしませんけれども、田んぼ、水路整備、田んぼの区画整理、そして機械化とか、それを責めるわけではありませんけれども、結果として本当にリスクの高い場所に化したということは否めないと思うんですね。他の市町村よりも本当にそこがある意味顕著で、本当に

厳しい状況、そういうことからして余儀なくされているということでもあります。

それ、主たる原因はやっぱり私は失政にあると思うんですよ。しかし、なかなか画一的な国は方針です。なかなか横手に光は当たらないということからしても、やはり横浜市独自でそういった野菜、果樹を含めた総合的な価格保証制度なるものをやらなきゃならないと思うんです。

先ほど土田議員から財政問題、向こう何年かを見通した場合の厳しい状況ありました。確かにそれはそうだと思いますけれども、生産物への支援は私は返ってくるもの、きっちりとして、ちゃんとやれば、営みもきちとなれば返ってくるものです。出しっ放しではないのです。それだけに私は大事な施策ではないかというふうに思いますけれども、市長、どうでしょう。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 現在当市で行われております価格保証制度であります。国の価格保証制度で、農畜産振興機構によります保証基準額の90%以下を補填する価格保証制度が行っております。夏秋キュウリ、夏秋トマトがこれに該当いたします。そのほかに秋田県青果物価格安定基金協会、これは県の部分であります。これは基準額の80%以下を補填するというふうな事業でありまして、スイカ、枝豆、アスパラガス、ハウレンソウ、ネギ、ミニトマト等がこれに加入しまして行われておる事業でございます。

議員のおっしゃられるその独自の形といいますのは、群馬県の嫗恋のキャベツのような価格保証制度を指しているというふうには思いますが、この部分については、なかなかそれこそ産地総ぐるみの生産体制をつくらなければ厳しい部分ではないかなというふうには感じております。おわかりのように、この地域は多品目型の複合経営を行ってきておりますので、そういった誘導策が今後方針としてなされるとすれば、もしかしたら群馬方式はできるのか、そのあたりはちょっと不明な点ではありますが、まず参考に、そういうふうなものも私たちとして勉強してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番（斎藤勇議員） いずれの今の事業もやっぱり近年といいますか、価格が下がって低迷のその範囲での価格差の補填というふうに私は理解するんですよ。ちょうど米価のようなものです。ですからその保証たるものも本当に少ない。だから、なかなか実効性はないのではないかなというふうに思います。ですからそれだけに独自の、これだけ……市長、わかるっすよな、かつて日本一のこういうすばらしい産地がさまざまなことでリスクの高いところになって、ですから、単純にただただ生産性を向上させても、肝心のそういった販売の値段が安いのでどうにもならないでしょう。どうにもならないんですよ。ですから価格の保証、補填というのは必要で、単なる国のそういったもののかさ上げだとか、あるいは乗っかるとかというだけでは進まないわけですよ。大変な窮地に陥られている。ですから独自性が要る。当然やはり自治体として、地方公共団体として考えなきゃならない、と私は思うんですよ。市長、改めてそこを問うて終わりにします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 もちろん需要が、供給、需給のバランスによって価格の変動があつて、同じ生産コストをしても、コストに見合う価格がマーケットのほうで提示されないというようなリスクは、農産物に限らず全ての産品にあるものと認識しておるところでございます。それは市場を相手の商売ですので、どの物品に関してもそういうことはつきまとうわけでございますけれども、そのリスク分をもやはり上回るようなブランド価値、付加価値というものをしっかりとつけて、横手の農産品は全てよそへ出しても恥ずかしくない、非常にすばらしい品質の味もいいものばかりでございますので、その品質、味に見合った、それ以上のブランドイメージというものをしっかりと確立する努力をして、何とか価格変動リスクを超えるようなメリットの部分、利益の部分の上積みを図る施策を今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村清貴 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第2、議案第119号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
説明を求めます。

横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第119号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

議案書は追加議案の1ページでございます。

本案は、平成25年1月10日午後3時0分、横手市根岸町5番31号、市立横手病院において、横手市在住の60歳の女性に対して、手術を施行中に血管を損傷する合併症を来した損害を賠償しようとするもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本議会の議決をお願いしようとするものでございます。

損害賠償額は751万9,325円でございます。これは全額病院賠償責任保険で補填されるものでございます。

本人、ご家族に対しましては大変ご心労をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして心よりおわび申し上げたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第3、議案第120号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第120号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算は先ほどご提案いたしました議案第119号に関連した補正予算でございます。第2条は収益的収入及び支出の予定額を補正しております。

第1款市立横手病院におきまして収益的支出の第2項医業外費用に671万8,000円を計上しております。これは直接ご本人にお支払いする賠償金で、保険会社から医療機関等に支払われた医療費を差し引いた額でございます。収益的収入の第2項医業外収益には、病院賠償責任保険から補填される額のうち、支出に対応する額として671万8,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎請願、陳情委員会付託

○木村清貴 議長 日程第4、請願、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○木村清貴 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月19日から6月24日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月19日から6月24日までの6日間休会することに決定いたしました。

6月25日は一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時10分 散 会